

ドと就労の問題は、女性に例えれば「働く能力があるんですかね」といっていた時代のレベルにどどまっている。

雇用率の制度は本当は一緒に働くのは難しいのだけれど、何とかは雇ってあげましょうという発想になっている。基本的にチャレンジが一緒に働き、その人が仕事を支え、仕事に必要となる人になるという前提でない法律だ。そろそろそこから脱却しなければならない。

Q 障害者の持つ能力や働く意欲はこれまで考慮されてこなかった。

A 重度の知的障害の人の中にもエクセルやフオトショップ、イラストレーターを駆使してポスター製作、サイト制作など様々な仕事をできる人が少なくない。周りが配慮しなければならないこともあるが、仕事に関しては、ハンディのない人ができないこともできる。

○○ができる人を障害者と呼んできた。私がなぜ、あえて「チャレンジ」というその人の中にある可能性に着目する言葉を必死になって使うのか。だれだってその人のネガティブな部分を見たらダメ。寡黙でコミュニケーションをとるのが苦手な人でも、どんな障害があっても、例えばパソコンを使って仕事ができるのならそれを仕事にすればいい。

雇用率という制度があると、それを達成さえすればいいというのが社会通念になる。それでは差別は解消されない。チャレンジが働く場がなく、働いて認められることもなかった時代から考えればよかったとはいえるが、雇用率制度だけでは彼らの能力を生かすことにはつながっていない。

すでに雇用されて能力を発揮する人だけではなくて、起業して活躍している人もいる。自己プロデュース能力の高い人も少くない。乙武洋匡君（文筆家、NPO法人代表）や聴導犬普及に取り組む安藤美紀さん（NPO法人代表）、ユニバーサルデザインの環境づくりに努める松森果林さん、ユニバーサルマナーの普及に取り組んでいる垣内俊哉君（会社社長）……。社会の変化を

捉えて制度は変えていかなければならない。

Q 障害者差別解消法が4月に施行される。法律の名前に違和感を覚えているとか。

A 世の中に差別・区別はいろいろある。さら障害者だけに差別が残っていると思われるようなネーミングはやめた方がいいと個人的には思ってきた。ネーミングは非常に重要なことだ。この議論が始まった頃からずっと言い続けてきた。WHO（世界保健機関）などが言っている差別禁止法というの、深刻で苛烈な差別が残っているような国が世界にはたくさんあるので、そういう国では必要な考え方だ。ただ、日本は事情が少し違う。障害者には特別な手当があり、補助具も相当研究が進んでいる。これだけのことを実現している国は世界でも少ない。

法律で差別を完全に解消するのは難しい。今の日本に必要なのは差別を解消することよりも、働く意欲のあるチャレンジがきちんと稼ぎ、タックスペイバー（納税者）になるためにはどうしたらいいのか、一緒に考えようという法律だと思う。

質問を終えて▶

2000年に起きた有珠山噴火災害の取材で北海道伊達市に滞在した際、知的障害者の作業所を訪ねたことがある。地元名産の菓子の箱を折り、成形する作業。正確でしかも素早い動きを黙々とこなしていく様子に感じ入ったのを覚えている。

障害者は能力が低いのか？ 働くことはできないのか？ 答えはNOだ。人それぞれ個別に多様な能力を持っている。働く環境の方が整備されていないだけだ。竹中さんが指摘するように、そもそも企業を中心にした社会が障害者を福祉、つまり保護の対象としかとらえず、本格的な就労を期待してこなかったのが現実だろう。

「一億総活躍社会」づくりが叫ばれている。意欲があれば、どんな立場の人でも活躍できる環境づくりこそ、そうした社会づくりのベースになるのではないか。

（副編集長 川上 寿敏）